

# 住民監査請求の監査結果

亀山市監査委員 渡部 満  
同 伊藤 彦太郎  
同 国分 純

令和2年3月13日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の提出があり、同条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その概要をお知らせします。

**問合せ先** 監査委員事務局監査グループ(☎84-5051)

## 第1 請求の内容

亀山市長が2019年度に発注した下水道施設整備工事のうち、2ヶ所のマンホールポンプ設置(能褒野町、川合町)について、当該市道の車道上に、受電盤、ポンプ制御盤を設置した事は、道路法規定の政令である道路構造令の「建築限界」を犯すことになるから、直ちに設置箇所を移動させること。

上記設置箇所のうち、能褒野地区については、市内有数の大規模営農地区であり、大型のトラクター等の大型車輛の通行量が多い。これらの大型車輛と下水道の地上施設が接触すれば大規模な生活排水処理のインフラに損害が発生する事は容易に予見される。

そのことによる日常生活への影響、経済的な損失、営農者の損害、事故車輛の損害は想定を越える額となる。川合地区も同様である。

よって、亀山市長は当該契約の履行内容を見直し、将来(検査後)発生する損害を未然に防止する措置を直ちに講じよ。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象部署

上下水道部下水道課および産業建設部用地管理課とした。

### 2 請求人からの証拠の提出および陳述

請求人に対して地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月20日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人は出席しなかった。請求人から事実証明書として、当該道路での下水道整備工事に伴う道路占用許可申請書と道路管理者の道路占用許可書が提出されている。ほかに新たな証拠の提出はなかった。

### 3 監査対象部署からの弁明書の提出

令和2年4月22日付けで亀山市長から弁明書および証拠書類等の提出があった。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の調査

(1) 令和元年度に能褒野町および川合町にマンホールポンプ設置の下水道施設整備工事を実施した。

(2) 令和元年11月1日付けで下水道管理者は、当該工事に伴う道路占用許可を道路管理者に申請し、道路管理者は、令和元年11月8日付けで許可した。

## 2 監査対象事項

(1) 亀山市長が令和元年度に発注した下水道整備工事のマンホールポンプ設置工事(能褒野町、川合町)が道路構造令の「建築限界」を犯しているのかについて

(2) 請求人がいう当該契約の内容を見直し、将来(検査後)発生する損害を未然に防止する措置の必要性について

## 3 監査委員の判断

(1) 監査対象事項の(1)について、道路構造令は、道路を新設し、または改築する場合における一般的技術的基準を定めたもので、道路を新設または改築する場合に適用されるものである。このことから当該下水道整備工事に適用されるものでないことは明確であり、当該市道の車道上に、受電盤およびポンプ制御盤を設置したことは、道路構造令の「建築限界」を犯すことにはならない。

また、住民監査請求は、違法または不当な財務会計上の行為および違法または不当な財務に関する怠る事実を対象としており、当該下水道整備工事により車道上にマンホールポンプの受電盤、ポンプ制御盤を設置したことが、違法または不当な行為とはいえ、財務に関する行為ともいえない。

よって、この点に関する請求人の請求は、住民監査請求の対象外であり、却下する。

(2) 監査対象事項の(2)について、請求人は「車輛と下水道の地上施設が接触すれば大規模な生活排水処理のインフラに損害が発生する事は容易に予見される」と主張するが、これは当該行為が発生することの予見にとどまり、その損害が発生することが相当な確実さをもって予測されるものではないことから、当該契約の履行内容を見直す必要もなく、将来(検査後)発生する損害を未然に防止する措置を直ちに講ずる必要はないと判断する。

したがって、当該契約の内容が違法または不当であるということとはできない。

よって、この点に関する請求人の請求は、棄却する。